

令和元年度 若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン実施要領

- 1 目的
消費者トラブルは年々複雑化・多様化しており、社会経験が浅く、契約や交渉に不慣れな若者はトラブルに遭いやすいことから、被害が後を絶ちません。
特に、令和4年4月からは成年年齢が18歳に引き下げられるため、若者への注意喚起が重要となっている。
そこで、1月から3月にかけて、高校卒業予定者・新成人・新社会人等の若者を対象にして、みだしのキャンペーンを関係機関が共同で実施し、若者の被害を未然に防止する。
- 2 実施期間 令和2年1月～3月
- 3 実施機関 県、県警察本部、県内全市町（消費者相談窓口担当課）、福井弁護士会、県司法書士会
- 4 主な事業内容
 - (1) 県下一斉街頭啓発
 - ・令和2年2月13日・14日を中心に県および県内各市・関係団体が街頭啓発を実施
 - (2) 若者相談の受付
 - ・若者トラブル110番として実施機関が電話やメールで相談を受付
 - (3) 啓発リーフレットの配布
 - ・各市町の成人式会場等で新成人にリーフレットを配布
 - ・県内全高等学校の卒業予定者全員にリーフレットを配布
 - ・県内各大学・短期大学・専修学校・各種学校でリーフレットを配布
 - (4) 講演会・出前講座の開催
 - ・弁護士や消費生活相談員による講演会、出前講座を開催
 - (5) 広報による啓発
 - ・ラジオや新聞、メールマガジン等で若者向けにトラブル情報を発信
 - ・大学や公共施設で啓発パネルを展示